（課税事業者用）

物品供給単価契約書　（案）

【対象：文具類】

　沖縄県知事（以下「甲」という。）が次の物品を注文し、株式会社●●代表取締役＿＿＿＿（以下「乙」という。）がこれを供給することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

（規格、品名等）

第１条　この契約における物品名、規格、単価は別添（内訳書）のとおりとする。

（契約期間）

第２条　契約期間は、令和　年　月　日から令和８年３月３１日までとする。

（契約物品の納入）

第３条　甲は、契約物品を発注しようとするときは、数量、金額、納入期限、納入場所を示した書類（以下「納入指示書等」という。）を乙に提示するものとする。乙は、甲から提示された物品を、第１条の契約単価により、納入指示書に従って納入しなければならない。

２　発注時期、納期限、納入場所については、原則として下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注時期 | 納期限 | 納入場所 |
| 各四半期　　※７月１０月　１月 | 発注日から３０日後 | 各部局の主管課（詳細は別紙） |

※第１四半期は注文しない。第２四半期から第４四半期分を注文する。

３　乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ本庁各課ごとに納入物品を仕分けなければならない。

（契約保証金）

第４条　沖縄県財務規則第101条の規定に基づき、乙は甲に契約保証金を支払うものとする。なお、契約保証金の額は、契約金額（契約単価（消費税を含む。）に甲が示した年間発注予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

⑴　乙が、保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　乙が、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

契約保証金　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（納入物品の検査）

第５条　乙は、物品を納入しようとするときは、物品の持込と同時に本庁各課ごとに納品書を提出し、検査を受けなければならない。

２　物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

３　納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

４　乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ、納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

５　乙は、甲の検査に立ち会うものとする。なお、立ち会いをしない場合は、検査の結果について乙は異議を申し立てることができないものとする。

６　乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。なお、その場合は、甲は１回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を受けなければならない。

（納入物品の修補及び代替物の引渡）

第６条　乙は、納入物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

２　乙が、前項の納入物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙は損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（納入遅延）

第７条　甲は、乙が納入期限までに物品を納入し終らないため、期限の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し沖縄県財務規則（昭和47年５月15日規則第12号）第109条第１項で定める率の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

２　前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

３　乙は、天変地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。なお、当該願い出は、納入期限までにしなければならない。

４　甲は、前項の願い出が正当と認めたときは、これを承認し、違約金を免除することができる。

５　乙は、本条第１項及び第３項により納入期限の延長を行う場合であっても、第２条に定める契約期間内に納入を完了させなければならない。

（代金の請求及び支払）

第８条　乙は、甲から注文を受けた全ての物品について第５条第４項の規定に基づく甲の検査に合格し、納入したときは、甲に対して供給物品の代金を請求することができる。

２　請求書は、本庁各課ごとに作成し、各課へ直接提出するものとする。請求書に記載する宛名は沖縄県知事（各課）宛とする。

３　甲は、前２項の規定に基づく乙の適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

４　甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第９条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（契約の解除）

第10条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

⑴　乙の責めに帰すべき事由により、所定の納入期限又はその猶予期限までに物品を完納する見込みが無いと明らかに認められるとき。

⑵　第９条の規定に違反したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、乙が契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

２　甲は、本条の規定により契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

（暴力団排除による契約解除）

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑸　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　甲は、本条の規定により契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

（談合等の不正行為による契約解除）

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

⑵　公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った前号の排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

⑶　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

２　甲は、本条の規定により契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

（契約解除による違約金）

第13条　乙は、第10条、第11条又は第12条のいずれかに該当し契約を解除するときは、違約金としてこの契約に基づく契約金額（契約単価（消費税を含む。）に甲が示した年間発注予定数量を乗じて得た額）の10分の１に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約内容の変更）

第14条　契約期間内において単価に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

２　甲は、前項のほか必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

（補足）

第15条　乙は、この契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

２　この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

３　乙は、この契約条項のほか、財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとする。

４　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議するものとする。

（紛争解決の方法）

第16条　この契約に関し甲乙協議が整わない場合の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印して各１通を保有する。

　令和７年　月　日

甲　　那覇市泉崎１丁目２番２号

沖縄県知事　　玉城　康裕

乙

納入場所（各部局の主管課）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部局 | 主管課 | 場所 |
| 総務部 | 総務私学課 | 　６階 |
| 企画部 | 企画調整課 | 　７階 |
| 環境部 | 環境政策課 | 　４階 |
| 生活福祉部 | 福祉政策課 | 　３階 |
| こども未来部 | こども若者政策課 | 　３階 |
| 農林水産部 | 農林水産総務課 | 　９階 |
| 商工労働部 | 産業政策課 | 　８階 |
| 土木建築部 | 土木総務課 | １１階 |
| 知事公室 | 秘書課 | 　６階 |
| 文化観光スポーツ部 | 観光政策課 | 　８階 |
| 保健医療介護部 | 保健医療総務課 | 　４階 |
| 出納事務局 | 会計課 | 　１階 |
| 監査委員事務局 | 監査課 | 　２階 |
| 人事委員会事務局 | 総務課 | 　２階 |
| 県労働委員会 | 調整審査課 | 　２階 |
| 県議会事務局 | 総務課 | 議会棟２階 |
| 教育庁 | 総務課 | １３階 |

**※主管課への納品の際は、本庁各課ごとに納入物品を仕分けるとともに、各課ごとに納品検査を受けること。（詳細は種目別仕様書のとおり）**

**※令和７年度から本庁舎の改修工事に伴う仮移転が予定されており、納入場所に変更がある場合には、移転先等の情報について、決定次第、できるだけ速やかに提供する。（詳細は種目別仕様書のとおり）**